議案第50号

- 三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年6月7日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例(昭和32年三田町条例第13号)の一部を次のよう に改正する。

付則に次の1項を加える。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における付則第4項(付則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、付則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例付則第16項の規定は、この条例の施行の日以後の国民健康保険税について適用し、同日前の国民健康保険税については、なお従前の例による。